

株式会社 愛媛キャンパス情報サービス 定款

平成 18 年 11 月改訂

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 愛媛キャンパス情報サービス と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 コンピュータシステムを利用した情報ネットワークシステムの管理及びその受託
- 2 大学での教育に関する学術研究又は教育用のソフトウェアの開発設計並びに管理
- 3 デジタルコンテンツの設計、製造、管理及び販売
- 4 情報ネットワークシステムの設計及び作成管理
- 5 情報ネットワークシステムとそのシステムで提供される情報の安全対策の企画立案及び設計
- 6 情報ネットワークシステム等の利用に関するコンサルタント
- 7 大学における学術研究や教育機関の管理運営業務の IT (情報技術) 化に関するコンサルタント
- 8 IT (情報技術) 化に関わるプログラマー等の人材育成
- 9 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 愛媛県松山市 に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、1000 株とする。

(1 株未満の端数の処理)

第6条 当社は、1株未満に満たない端数は端数原簿に端数として記載しない。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示のまっ消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、営業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。ただし、当該基準日株主の権利を害さない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公示するものとする。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならぬ。届出事項に変更を生じたときもその事項につき、同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から 3 か月以内に召集し、臨時株主総会は、必要に応じて召集する。

- ② 株主総会を招集するには、会日より 1 週間前に、各株主に対して、その通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第 15 条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができるすべての株主の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 16 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使する株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(書面による決議)

第 18 条 株主総会の決議の目的である事項について、取締役又は株主から提案があった場合には、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する総会の決議があったものとみなす。

第 4 章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第18条 当社の取締役は 9 名以内とし、監査役は 2 名以内とする。

- ② 当社には、監査役を置く。
- ③ 当社の監査役は 2 名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第 20 条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の決議によって選任する。

- ② 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第21条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第22条 当社には、取締役会を置く

- ① 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
- ② 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第 23 条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長 1 名を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第 24 条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

- ② 取締役会の議決をもって、社長以外に前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第25条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株式総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(営業年度)

第 26 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 27 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

- ② 剰余金の配当は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第 28 条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、200 株とし、その発行価額は 1 株につき 5 万円とする。

(最初の営業年度)

第 29 条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から平成 18 年 9 月 30 日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第 30 条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後 1 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第 31 条 発起人の氏名、住所及び発起人が引き受けた株式の数は、次の通りである。

愛媛県松山市衣山 5 丁目 8 0 4 の 2

野田 松太郎 60 株

愛媛県松山市北土居町 233 番地 5

浜岡 剛 10 株

愛媛県松山市南斎院町 306 番地 11

曾我部 知希 10 株

以上、株式会社 愛媛キャンパス情報サービス を設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成 18 年 月 日

発起人 野田 松太郎

発起人 浜岡 剛

発起人 曾我部 知希

本定款は、当会社の定款に相違ありません。

平成 年 月 日

愛媛県松山市道後樋又 3 番 24 号 ロッジベル 2 F

株式会社 愛媛キャンパス情報サービス

代表取締役 野田 松太郎